

霧島市条例第23号

令和3年10月11日

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の過疎地域内に工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館を新設し、又は増設する者」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画で霧島市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種と定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を取得等する者」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 産業振興促進区域 法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。
- (2) 情報サービス業等 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第6項に規定する業種をいう。
- (3) 農林水産物等販売業 法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。
- (4) 取得等 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。
- (5) 事業者 本市の産業振興促進区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を取得等する者をいう。

第3条中「工場用地、農林水産物等販売業に係る事業所用地又は旅館用地」を「事業用地」に改める。

第5条中「新設し、又は増設した工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の」を「事業にあたって取得等をした」に改め、同条第1号中「第6条の3第1項第1号」を

「第6条の3第9項第1号」に、「第28条の9第1項第1号」を「第28条の9第9項第1号」に、「当該過疎地域」を「当該産業振興促進区域」に、「製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)」を「事業」に、「第12条第1項の表の第1号又は同法第45条第1項の表の第1号の規定による特別償却制度の受ける機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。)並びに工場用、農林水産物等販売業に係る事業所用又は旅館用の建物及びその附属設備に限る。」を「第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 設備を構成する固定資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものの取得等(租特令第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をしたこと。

イ 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第6条中「工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の」及び「過疎地域の」を削る。

第7条中「新設し、又は増設しようとする工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の施設」を「取得等をしようとする設備」に改める。

第8条中「工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館」を「設備」に改める。

第9条中「工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館」を「指定設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。